

大阪狭山市勤労者互助会共済金給付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪狭山市勤労者互助会規程（平成6年8月1日制定）第9条の規程により、共済金の給付について必要な事項を定めるものとする。

(共済給付事業の範囲と実施方法)

第2条 共済給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその共済事由が発生した時は、共済金等を給付するものとする。

2 別表1の共済給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、大阪狭山市勤労者互助会（以下「互助会」という。）又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の共済金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の共済給付事業は、互助会が独自に実施し、共済金等の給付の条件等は、本規程において定めるものとする。

(給付の順位)

第3条 共済金の給付を受けることができる者の順位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会員
- (2) 配偶者
- (3) 子
- (4) 父母
- (5) 孫
- (6) 祖父母
- (7) 兄弟姉妹

2 共済金を給付する場合において、同順位の者が2人以上あるときは、その1人が行った請求は、全員のため全額につき行ったものとみなし、その1人に対して行った共済金は、全員に対して行ったものとみなす。

(効力)

第4条 共済金の給付に関する効力は、加入を承諾した日の午前0時から発生する。

ただし、会費の納入その他の義務を怠っているときは、その効力を停止し、又は失う。

(共済金の請求)

第5条 共済金の給付を受けようとする者は、共済事由の発生の日の翌日から3年以内に大阪狭山市勤労者互助会共済金給付申請書（様式第1号）に共済事由の発生を証する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

(認定)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、給付の可否を決定するものとする。

(共済金の給付)

第7条 会長は、共済金の給付の申請が適正であると判断したときは、申請者に対し、共済金給付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、共済金をあらかじめ届けられた金融機関の預金口座に振込みにより給付する。

(共済金の返還)

第8条 虚偽その他不正の手段により共済金の給付を受けた者は、会長の返還命令に従い、速やかに受領した共済金に相当する額を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。ただし、別表中子の小学校入学に関する規程は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。